

平成30年度第21回
東京都多重債務問題対策協議会相談部会

平成30年7月5日（木）
東京都消費生活総合センター 学習室A

午前10時00分開会

○戸澤部会長 それでは、委員の先生おそろいということでございますので、ただいまから第21回相談部会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、また、足元の悪いところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、東京都多重債務問題対策協議会部会設置要領第4に基づき、相談部会長を務めさせていただきます、東京都消費生活総合センター所長の戸澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は司会進行を務めさせていただきます。

私は4月に着任したのですけれども、その前の3月に東京都のほうで消費生活の基本計画を改定したところでございます。その中で多重債務についても触れておりまして、都内の消費生活センターに寄せられている多重債務に関する相談件数は減少しているものの、全国レベルでは個人の自己破産の申し立て件数が直近の2年間、増加しているということもありまして、社会的な動向を注視しつつも、多重債務問題への対応は今後も継続的に行っていく必要がある。このような記述を計画の中で記載させていただいているところでございます。委員の皆様には、引き続き、この多重債務問題への対応ということで、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

本日の議事の関係ですけれども、相談部会は11時30分を終了予定としておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、まず、新任の委員の方から御挨拶をお願いしたいと思います。

去る6月20日に日本クレジットカウンセリング協会の鎌田委員が退任され、新たに杉山委員が就任されました。杉山委員、御挨拶をお願いいたします。

○杉山委員 鎌田の後任でございます。よろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 杉山委員、どうもありがとうございました。

それでは、恐れ入りますけれども、そのほかの委員の方は、秋山委員から村上委員まで名簿の順番で御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○秋山委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の相談役の秋山と申します。よろしくお願いいたします。

○大日向委員 八王子市消費生活センター所長の大日向です。この委員は3年目になります。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

○葛田委員 東京弁護士会の葛田と申します。よろしくお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○白井委員 第二東京弁護士会の白井と申します。よろしくお願いいたします。

○村上委員 東京司法書士会の村上と申します。よろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

次に、これまでと同様に、本日は貸金業協会と財務省関東財務局東京事務所からもオブザーバーとして御参加いただいておりますので、恐縮ですけれども、自己紹介をよろしくお願いいたします。

○遠藤オブザーバー 日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターの遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部オブザーバー 財務省関東財務局東京財務事務所理財四課の渡部と申します。よろしくお願いいたします。

○小林オブザーバー 足立区産業経済部産業政策課長の島田の代理で参りました、足立区消費者センターの小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

第一東京弁護士会の佐藤委員、瑞穂町の山内委員からは、事前御欠席の御連絡をいただいているところでございます。

続きまして、東京都側の出席者を紹介したいと思います。小野委員のほうからお願いいたします。

○小野委員 産業労働局金融部貸金業対策課長の小野と申します。4月からになります。よろしくお願いいたします。

○渡部委員 福祉保健局生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○大内委員 消費生活総合センター相談課長の大内です。よろしくお願いいたします。

○白石委員 消費生活部企画調整課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 また、本日は、生活文化局からもオブザーバー参加がありますので、自己紹介をお願いいたします。

○西尾オブザーバー 東京都消費生活総合センターの消費生活専門課長、西尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から確認させていただきます。

○岡安（事務局） それでは、本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、次第、委員名簿、座席表、こちらがホチキスどめになっています。

資料1から資料6までのホチキスどめが、東京都からの提供資料になっております。

資料7は、日本クレジットカウンセリング協会様からの御提供になっております。

資料8は、法テラス様からの御提供になっております。

最後に、色刷りのものについては、関東財務局様からの御提供になっております。

配付資料については以上です。何か不備ですとかがありましたら、お申し出ください。

○戸澤部会長 資料のほうはお手元にそろっていますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、次第「1 報告事項」の（1）多重債務相談の状況について、（2）平成29年度第2回「多重債務110番」の実施結果について、当センター相談課長から説明をいたします。

○大内委員 それでは、資料1から3について御説明いたします。

まず、資料1「多重債務に関する相談状況」でございまして、こちらは当センターでの受け付け分について御紹介をしております。

相談件数の推移でございしますが、直近9年間では平成22年度にピークが参りまして、29年度は368件ということで減少傾向にございます。多重債務に関する相談につきましても減少傾向にございますが、月で見ますと、後ほど御説明いたしますけれども、「多重債務110番」は9月と3月に行われますので、その関係で9月、3月が多くなってございます。

表-1、契約当事者職業別件数ですけれども、過半数が給与生活者となっております。無職の方も20%前後いらっしゃいます。

それから、当事者年代別件数ですけれども、40代、50代が多くなっております。

続きまして、資料2「東京モデルの実施状況について」に移らせていただきます。

「東京モデル」については後ほど御説明いたします。各年度の「東京モデル」の実施状況でございしますが、こちらについても年々少なくなっております。29年度につきましては、月当たり1桁ということが多くなっております。29年度の状況でございしますが、金額的には100万円から299万円の方が一番多いということでございます。性別では

男性が58.5%ということでございます。年代につきましては、こちらも40代、50代が多くなっておりまして、50代がピークとなっております。職業につきましても、先ほど御紹介したとおり、給与生活者と無職の方が多くなっているという状況でございます。

つなぎ先が次のページでございますが、新宿のセンターが多いのですけれども、そのほか法テラス、東京都生活再生相談窓口に多くつながるということでございます。

資料3に移らせていただきますが、こちらは3月の「多重債務110番」を実施しましたという報告でございます。実施期間が3月5日と6日の2日間です。2日間に寄せられました相談件数が全体で216件でございますが、過半が、弁護士会、司法書士会、法テラス等の協力実施団体に寄せられているということでございます。

年代的には50代がピークで、平均年齢が49.4歳。2社から借りている人が最も多く、平均は4.9社。借入先としては、信販会社が最も多くなっておりまして、債務額は100万から300万円未満が最も多くなっております。

アドバイスということで、一人で悩まずに御相談くださいということで「多重債務110番」を実施しているという状況でございます。

次のページに移らせていただきます。主な相談事例ということで挙げさせていただきましたが、まず1番上が、失業を契機とした生活費の借入れによる相談事例ということでございまして、道筋としましては、任意整理の方向で弁護士会の法律相談を受けられるように手配をいたしております。

それから、家賃滞納の事例につきましては、生活再建の道筋をつけさせていただいたということでございます。

今回、詐欺的商法による被害の相談が増えておりまして、そういった事例につきましても、弁護士に相談していただくということで、つながせていただいております。

次のページですけれども、センターで受け付けた相談の概要でございます。110番の日には、当センターに弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口等の方がおいでいただきまして、相談を受け付けておりまして、合計41件の相談がございました。

過去の特別相談で受け付けた件数につきましては、平成22年度が多いという状況でございますが、29年9月、30年3月については、少し落ち着いているという状況でございます。

29年9月につきまして、ちょっと落ち込みが大きいのですけれども、こちらは広報の

交通広告ができなかったということでございます。

続きまして、相談内容の都受け付け分でございますが、50歳代が一番多いということで、男女構成比は男性のほうが多いということでございます。

2番の借入先でございますけれども、信販会社が多くなっているという状況で、それに続きまして、銀行、消費者金融という状況でございます。

次のページ、債務の状況でございますが、100万円から300万円未満が一番多いということでございますが、次が300万から500万円未満ということで、主な借り入れ理由としまして、低収入や収入の減少、商品・サービス等の購入ということでございます。低収入になった方の主な理由につきましては、低賃金、失業・転職というものが多くなっております。そのほか経営不振などがございます。

次のページですが、専門家へ引き継いだ件数の一覧はごらんのとおりとなっておりまして、弁護士会が一番多くなっております。

それから、翌日以降に引き継いだものが1件ということでございますが、こちらは相談の時刻が遅くなってしまい、連絡がつくのが翌日になったということでございます。

次のページに「東京モデル」のイメージということで掲げさせていただいておりますけれども、ふだん、弁護士・司法書士に相談するのは費用がかかるし敷居も高いということで、東京都が間に立ちまして、弁護士会、司法書士会、クレジットカウンセリング協会、法テラス、生活再生相談窓口等につなぐというモデルになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○戸澤部会長 それでは、ただいまの「1 報告事項」についてですけれども、何か御質問とか御意見等がありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見がないということですので、続きまして、次第の「2 協議事項」に移らせていただきます。

平成30年度「多重債務110番」の実施について説明をさせていただきます。資料4「平成30年度『多重債務110番』実施要領（案）」をごらんいただければと思います。こちらは毎年度、このような形で要領をつくって実施しているところでございます。それの30年度版ということで、29年度版とそれほど大きな変わりがあるわけではございません。一応御説明をさせていただきたいと思っております。

「1 趣旨」ですけれども、多重債務問題を抱える都民が法律専門家と直接相談できる機会をさまざまな形で提供する。特に多重債務問題は専門家に相談することで必ず解決す

るということを広く都民に浸透させることを目的に、東京都と都内区市町村が、東京3弁護士会及び東京司法書士会、日本司法支援センターと共催で、東京都多重債務問題対策協議会参加各団体の協力を得ながら、「多重債務110番」を一斉に実施するというものがございます。

「2 実施期間」ですけれども、先ほどと同様2回ということで、平成30年度9月3日、4日の2日間と、平成31年3月4日、5日の2日間ということでございます。

「3 実施方法」ですけれども、東京都消費生活総合センター及び都内消費生活センターにおいて、電話または来所による多重債務相談を各センターの消費生活相談員が受け付ける。(2)として、各センターは、次の方法により多重債務相談に対応する。「東京モデル」または地域独自の取り組み、これは地域と法律専門家の中でネットワークを持っているところもありますので、そういうものを活用しながら、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会または東京都生活再生相談窓口に確実につなぐ。イとしまして、法律専門家を配置するセンターにおいては、相談者の状況に応じて法律専門家に引き継ぐ。その他については、消費生活相談員が対応し、相談者が抱える問題の解決を図るというものでございます。

「4 広報」でございます。次に掲げる方法により、広く都民への周知を図るということで、広報東京都、東京くらしねっと、東京くらしWEB、ツイッター、都庁記者クラブへの報道発表、(2)としまして、ポスター・リーフレットの作成、配布、(3)としまして、区市町村及び参加協力団体の各広報媒体、ぜひ各委員の皆様、所属の団体におきましても、広く都民への周知をお願いしたいと思っております。

「5 主催」、「6 協力」は、こちらに記載のとおりでございます。

次のページに参りまして、そちらを模式的に示させていただいたのが資料5でございます。流れをこのような形で表示しておりますので、こちらは後ほどでもごらんいただければと思います。

今回、日程を決めるということについて、皆様と協議をさせていただければと思います。

多重債務特別相談ですけれども、例年、第1回目は9月の第1月曜日・火曜日に、第2回目は3月の第1月曜日・火曜日に実施をしております。「多重債務110番」の実施に当たっては、ポスターの掲示等の広報活動を行いますが、十分な周知期間を確保するために早期に日程を確定しておく必要がございます。また、区市町村の消費生活センターから各区市町村の広報紙で周知するに当たって年間スケジュールを前もって連絡いただきたいと思います。

の御意見もありましたので、前年度同様、第2回の特別相談の日程についても事前に協議させていただきたいと思っております。

続いて、資料6「平成30年度第1回『多重債務110番』関係広報予定」について御説明をさせていただきます。

広報用のポスター・チラシ作成に当たりましては、皆様の団体の相談窓口の電話番号を記載させていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

9月の第1週の「多重債務110番」に向けて、今回は都営バスを利用した交通広告を実施いたします。また、東京都の消費生活情報サイトである東京暮らしWEBに多重債務相談の新設ページを設けまして、検索エンジンにヒットしやすくなるように考えたいと考えております。また、昨年同様、大井競馬場の電光掲示板（オーロラビジョン）に周知を実施するという予定で、こちらは事業者様の御厚意により無償で実施するものでございます。

以上の資料4、5、それと6の関係広報予定も含めまして、何か御質問等があれば御発言をお願いしたいと思います。

先ほど、多重債務相談の新設ページを設けるとお話しいたしましたけれども、資料6の後ろ側にイメージを書かせていただいております。消費生活センターの相談窓口という丸の下のほうに「多重債務のご相談はこちらをご覧ください」という1行を追加いたしまして、これをクリックすると次の③のページに飛ぶということでございます。こちらのページが今までなかったということもありますので、これは今回、追加したいと考えているところでございます。

何か御質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成30年度「多重債務110番」の実施について、本案でよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○戸澤部会長 では、了承されたということでございます。どうもありがとうございました。

それでは、今年度の第1回「多重債務110番」は、9月3日月曜日と4日火曜日の2日間の実施、第2回の「多重債務110番」は、3月4日月曜日、5日火曜日に実施することといたします。

今回の結果につきましては、次回の東京都多重債務問題対策協議会の本会議でも御報告

をさせていただきたいと思います。

それでは、次の「3 各団体・機関からの報告」に移らせていただきたいと思います。

まず、資料を御提供いただいた委員から御報告をお願いしたいと思います。

日本クレジットカウンセリング協会、杉山委員からお願いしたいと思います。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。

お手元の資料7をごらんください。私どもで実施しております電話相談とカウンセリングの件数の推移をまとめたものでございます。平成29年度（2017年度）分がまとまったので、そのデータを中心に御説明させていただきます。

最初に1番として、電話相談件数指数、新規及び延べカウンセリング件数指数は、2013年度の値を100として表示していると考えて書いてございます。お手元のデータは2種類掲げてあるのですが、棒グラフは実績値、折れ線グラフが1番に書いてあることで、5年前を100とした場合にどういう値になるかといったものが表示されております。

それでは、順番にグラフを見ていただきます。最初は「6センター＋15相談室合計」というタイトルが書いてございます。私どもは東京以外にも全国に拠点がありまして、平成30年3月末現在で6カ所のセンターと15の相談室、全部で21の拠点で相談とカウンセリングをやったということでございます。

センターというのは、カウンセリングセンターと呼んでいるのですが、常設の組織、相談室につきましては、御承知かもしれませんが、これは非常設でその都度会議室等を借りて実施するものでございます。

全国のグラフなのですが、29年度（2017年度）は全ての指標が増加しております。電話相談の受け付け件数が4,971件、28年度（2016年度）は3,723件なので、約1,200件増加ということでございます。新規カウンセリング件数は1,248件、28年度（2016年度）は929件だったので、これも300件ぐらいふえているということでございます。

大まかな原因として考えているのは、司法統計を見ますと、破産と個人再生の件数が2015年度を底に増加に転じているというトレンドがあります。そういったものが影響しているのかなというのが1点です。

もう一点は、私ども、現在の略称、JCCOというのですが、これに略称を変えたのは平成26年度（2014年度）です。このときからインターネットの検索応答性が

かなり向上してございます。そういったことが少しずつ効果をあらわして、現在の増加傾向につながっているのかなと分析してございます。

全国の動向はそんな感じになります。

その1つ下が東京の動向になります。基本的には全国の動向と同じで、28年度（2016年度）に比べて増加基調にあるということでございます。新規のカウンセリング件数は、5年前からさかのぼって数字を見ていただくと370件あたりからずっと300件台で3年ぐらい推移していたものが、28年度（2016年度）は434件、29年度（2017年度）は521件と、かなり増加幅が大きくなっているのが見てとれると思います。

次のページに行きまして、全国の拠点ごとの数字を参考までに見ていただくということになるかと思えます（以下、新規のカウンセリング件数の説明です）。

福岡につきましては、全国の動きに比べるとやや横ばい的なかと思えます。2015年度から2017年度の3年間、80件台で大体同じぐらいの数字で動いているということです。

名古屋は、2015年度から見てみると70件から73件、86件と、ここは微増しているという動向かと思えます。

仙台はちょっと特徴的な動きと言えいいのでしょうか。ずっと2013年度から見ていきますと、新規カウンセリング件数が減少基調で来て、2016年度は底になって、2017年度は118件と極端にふえているということで、これはどういう影響があるのか、まだ分析していませんけれども、特異な動きをしているということが言えると思います。

次の広島センターです。こちらは余り増加基調と言えるほどではないのかなと。2015年度、60件、2016年度、57件、2017年度、65件ということで、要するに2016年度に比べますと若干ふえてはいるのですが、大きくふえたという状況ではないです。横ばいかなという感じですね。

それから、大阪センターというのがございます。これはことし1月に開設したばかりですので、参考程度にごらんいただくということです。ただ、3カ月間だけなのですけれども、新規で94件ということで、単純に4倍計算しても360件ぐらいになりますから、滑り出しは結構よかったのかなと受けとめてございます。

その下の新潟です。ここは実はもともと2009年4月にセンター、常設組織で開設したのですが、合理化の一環で2015年に相談室にしてしまったというものです。やはり常設組織から非常設の組織にしますと件数はかなり落ち込みます。2014年度に新規カ

ウンセリング件数が93件であったものが、2015年度には43件と半分以下に落ちています。下のほうに落ちた状態で、しばらく横ばいで推移しているような動向です。

次のページに参りまして、静岡も新潟同様の流れになっていて、2009年にセンターを開設したのですけれども、2015年に相談室になってしまったというもので、これも2014年度に新規が66件であったものが、2015年度に40件と4割近く落ちています。その後は横ばいということです。

熊本相談室、その下に福島相談室があります。それぞれ特徴的ではあるのですが、熊本のほうは2014年度からずっと低落傾向で、2017年度は3件と極端に落ちています。全国傾向とは全く違う方向で動いています。

福島のほうです。これは先ほどの仙台と似たような感じかもしれないのですが、新規が2013年度から低落傾向で来て、2015年度に4件で底を打った後、16年度、17年度は13件、15件と逆転してかなりふえているという傾向が見えます。熊本も福島も両方とも被災地なのですね。最近大きな地震に見舞われたところなのですから、そういったものが影響しているかもしれません。どういう影響があるかはわかりませんが。

5ページに参ります。高松相談室です。こちらは横ばいといったところだと思います。

金沢につきましては、しばらく低落傾向であったところが、2016年度に6件の新規カウンセリング件数が2017年度には17件と大幅にふえています。全国の傾向に近い動きかもしれませんが、かなり大きいですね。3倍近くふえているということです。

沖縄ですけれども、沖縄は独自の動きをしまして、16件から21件の間を動いているということで、ここは横ばいの動きをしていると見ていいかと思います。

6ページに参りまして、お隣の神奈川県横浜です。これは3年前の1月に開設したばかりです。データは少ないのですが、一応、着実に伸びているかなという感じですね。2015年度、27件、その翌年が27件、昨年度が32件ということで、定着してしっかりと使っていただいているということかと思います。

それに反して、お隣のさいたまを見ると、初年度は37件の新規があったのですが、2017年度につきましては24件と大分減ってしまいました。ここは、もしかしたら広報が足りなかったりしたのかなということで、少しそういった面での対策を考えたいと思います。

岐阜相談室以下は、まだ開設後2年未満のもので、参考程度にごらんいただきたいと思います。

私からは以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

皆さんのほうから何か御意見とかはありますでしょうか。

では、ちょっと私から質問したいのですけれども、大阪センターが1月に開設して、これは3カ月分の統計ということなので、かなりの件数が上がっているのですけれども、今まで大阪センターがなかった分は名古屋センターで受け付けていたということでしょうか。その割には名古屋センターのほうは減っていないなという感じがしたのですけれども。

○杉山委員 済みません。拠点のないところでの受け付けはやっていないです。つまり、大阪での受け付けというのは、これまで全くなかったということでございます。

○戸澤部会長 もう一点なのですけれども、こちらは件数のグラフなのですが、内容的にはどういったものが多いかというのは傾向的なものがあるのでしょうか。

○杉山委員 取りまとめた範囲でのデータは、きょうはお配りしていないのですけれども、一応あるのですが、例えば年齢層とかそういったところから御説明したほうがよろしいですか。(相談者1人当たりの)債務件数で見ても、あるいは債務額で見ても、50歳代のものが多いということが言えます。理由(借入の目的)は、生活費の補填といったものが一番多くて、その次が失業、転職、収入減によるものとなっております。これは男性、女性ともに、この2つが上位を占めているということでございます。

○戸澤部会長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかはよろしいですかね。

それでは、続きまして、日本司法支援センターの亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

資料8をごらんいただきたいと思います。法テラス東京の実績で、毎回出しておりますが、29年度が追加になりました。これまでの推移を見ていただきますと、5年ぶりに法律相談援助の相談件数が4万件台になりまして、ほっとしているところです。うちのほうも予算が減らされるので、件数を維持しないといけないので、いつもシビアに考えております。

4万件台になったのは、多重債務相談の件数が28年度比で2,000件弱増えたのが原因です。だから、やはり多重債務は、たたけばどんどん出てくるという状況だと思えます。うちのほうは今、過払い金返還の相談はほとんどありませんので、破産が多くなっているということが言えるかと思えます。したがって、代理援助のほうも多重債務がふえて

いるということになります。

相談区分のところで見ると、多重債務の数が上の数と合わないのですが、下のほうの多重債務はセンター相談で行った数ということになります。右のほうに契約弁護士事務所、契約司法書士事務所相談という、御自分の事務所で相談をして持ち込むということも可能ですので、それを合わせて上の数になっているという意味でございます。そういう意味では、各事務所での相談がかなりふえてきているというのは大変ありがたいことだと思っているところでございます。

やはり破産が多いのですが、破産の費用がどのぐらい御本人の負担になるのかと申しますと、1件当たり約15万円です。報酬がありませんので15万円で破産はやれるということになります。ただし、生活保護の方は全部免除になります。大体、多いのは、月5,000円ずつ分割払いでお返しいただくという形になっておりますので、御本人さんにとってはそんなに負担ではないということが言えるかと思えます。

このところは、高齢者の相談が徐々にふえてきています。法テラスでは行政の職員が相談する場がないので、法律相談という形では提供できませんが、情報提供という形で弁護士を地域包括支援センターや区の福祉課へ派遣しているところはかなりあります。そういうところは皆さん、高齢者を抱えて話がよく通じないなどということに困っているところが多いので、行政の方がまず電話相談で申し込んでくる、または出張相談の方に相談を持ち込まれるということが多く、高齢者に関する相談が少しずつ多くなっています。出張相談で行ってみると、本人が何のことかわからないけれども、家に行って「何か書類はありますか」と言うと、初めてそこで業者の請求書、督促状などが出てきて、やはり借金があるのではないかということになるのです。皆さん、準認知症みたいな方は何のことかわからないので、そのまま放っておくのを福祉職の方が発見して、持ち込まれるというケースが少しずつふえてきているので、やはり高齢者が困っているケースが多いのかなと思います。実数は、40代、50代が多いのは間違いないことですが、高齢者もかなり出てくるのかなと思っているところです。

今年度も順調に、順調にと言うとおかしいのですが、多重債務はやはり増えきみですので、多重債務対応に真面目に取り組んでいきたいと思っているところです。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

皆さんのほうから何か御意見ですとかはありますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、次に、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 私ですか。

○戸澤部会長 書類は持ち込まれないけれども、口頭でお話があると伺っておりますが。

○秋山委員 そんなことは言っていないですけれども。

○戸澤部会長 そうですか。失礼いたしました。特にということであれば結構です。

それでは、お配りした「債務整理中、債務整理後の生活の再建を一緒に考えましょう」という資料がお手元にあるかと思いますが、その新しい資料を説明する前に、オブザーバーの功刀さんがいらっしゃったということで、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○功刀オブザーバー 東京財務事務所の功刀と申します。本日は遅くなりまして大変申しわけございませんでした。

○戸澤部会長 それでは、先ほどの資料について御説明をさせていただきたいと思います。関東財務局さんから、よろしくお願いいたします。

○渡部オブザーバー 関東財務局東京財務事務所でございます。日ごろ、財務金融行政に御協力いただいておりますほか、このような説明のお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

私どもの事務所は、多重債務相談員を2名常設いたしまして、借金を抱えて悩んでいらっしゃる方からの相談を受け付けまして、詳細な聞き取りと問題点の整理を行っております。債務整理につきましては、必要に応じて弁護士会、法律相談センター様など専門窓口を紹介させていただいております。また、昨年9月から東京3弁護士会との連携によりまして、新宿総合法律相談センターと蒲田法律相談センターにおいて、お手元にお配りしています右上に赤字で「見本」と書いたリーフレットを備え置きまして、弁護士による債務整理後の生活再建に必要な債務者のサポート体制を構築いたしました。

しかしながら、現時点ではまだ実績がございませんので、担当の弁護士の方への再周知につきまして、改めてよろしくお願いいたします。

本日は、当事務所の窓口におきまして、多重債務者本人はもとより、債務者の家族や子供に対する生活再建の相談体制のさらなる充実と、都内のこども食堂との連携を始めましたことを御報告させていただきます。

まず、経緯を御報告させていただきます。当事務所の窓口におきましては、相談者自身の生活困窮に対して丁寧にアドバイスするとともに、自治体の窓口を紹介するなどの対応

を行ってまいりましたが、相談者の家族、とりわけ子供の貧困の対応につきましては、連携がなかなか図れておりませんでした。そこで、私どもの事務所の相談員が、地域のNPOですとか任意団体等が運営するこども食堂と連携することで生活再建相談体制の充実強化を図れないかと考えまして、こども食堂サミットの開催など先進的な取り組みをされていますNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークの理事長の栗林氏にお話を伺いする機会を得ることができました。私どもから、ぜひ都内のこども食堂に当事務所の多重債務相談窓口を周知させていただき、多重債務者の掘り起こしと、当事務所の窓口にご相談されました生活困窮の多重債務者の家族やこども食堂への食の支援をお願いできる体制を構築したいとお伝えしましたところ、栗林様から、こども食堂ネットワーク事務局の釜池事務局長を御紹介いただきました。その後、釜池事務局長にお話を伺った結果といたしまして、こども食堂へのネットワークを通じ、当事務所の相談窓口との連携に御協力いただけることとなりました。

お手元の配付資料でクリップどめされておりますが、2枚めくっていただきまして、右上に平成30年7月5日と書いております「生活再建サポート体制の充実・強化に向けた新たな取組みについて（ご報告）～「こども食堂」との連携～」という資料をごらんいただければと思います。

この資料の「2. 連携の内容」につきましては、こども食堂ネットワーク事務局を通じ、都内のこども食堂の運営者に対して、当事務所の窓口の周知と連携への協力要請を行っていただいた上で、趣旨に賛同していただいた運営者との間で、1つ目は、こども食堂において多重債務問題の解決や生活再建に対するアドバイスを必要とする利用者が認められた場合、当事務所の多重債務相談窓口を御案内いただくこと。2点目といたしましては、当事務所の多重債務相談窓口におきまして、子供を抱える生活困窮世帯等から相談を受けた場合、必要に応じまして、近隣のこども食堂を御案内させていただくことといった相互連携を図ってまいりたいと考えております。

まだ始動したばかりでございますので、皆様にも御支援、御協力いただくこともあるかと思いますが、多重債務者の掘り起こしと問題解決のために、何とぞよろしく願いしたいと思っております。

縷々報告させていただきましたような取り組みを含め、多重債務者の掘り起こしに努めました結果といたしまして、東京財務事務所の平成29年度の多重債務相談件数につきましては、362件と前年度よりも43件多く相談を受け付けることができました。相談の

内訳につきましては、男女比は7対3、年齢別では60歳代の方が29%、職業別では給与所得者が33%、借入残高別では500万円以上が40%と最も多くなっております。また、借入の理由といたしましては、低収入、収入減少が35%を占めております。

ただいま申し上げました内容を含めまして、6月29日、関東財務局の東京財務事務所のホームページに平成29年度の受け付け状況を公表いたしましたので、ぜひごらんいただければと思います。

私どもからは以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかの団体・機関の皆様からも、もし何か御報告したいということがあればお願いしたいと思いますけれども、特にないということでしたら、御発言いただいている方から多少、多重債務相談の状況について、3分程度で構いませんので、御報告いただければなということをお願いしたいと思います。もし、特段御報告がないということであれば、それはなしということでも結構でございます。

では、また秋山委員のほうから、申しわけございません。

○秋山委員 多重債務相談、私どものほうの相談はやはり高齢者の方が多くて、闇金という話も多い状況で、結局、年金では足りないので闇金から借りてしまうという方がまだ依然としてふえていて、その上で福祉医療機構から借入れをしてしまった上で、年金が生活保護基準以下になってしまって、借りなくてはいけないというような、ちゃんとした相談先に行けばその状況だったら、1回目だったら生活保護を受給できるという案内ができるにもかかわらず、どこも案内しなくてそういう状況になって闇金で借りてしまったというような事例は聞いています。

あとは、今やっている案件だと、時効債権の再請求というのが多くて、10年以上とか20年以上というのがありまして、それをまとめて統計にしているのですけれども、事例として今回持ってこようかどうしようかと思ったのですが、まだ道半ばなのでやめたのですが、一番ひどい案件だと、自己破産の申し立てが済んで免責は終わっていると。十二、三年たっていて、もう消滅時効でもあると。請求書というか督促状を見ると、帳簿上の債権はゼロと。そのほかに実質的な債権として100何万と書いてあって、帳簿上の債権がゼロということは、おまえら認識しているのだろうということを思いまして、自己破産の免責でゼロになったのか、それとも消滅時効の援用としてゼロになったのかということ

業者側に問い合わせしたところ、回答しないでそのままということで、ちょっと悪質だなというような事例を見ている状況です。それを集めた上で、何らかのアクションをしようかなと思っているところです。

以上です。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

では、大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員 八王子市は、年々多重債務の相談は減ってきているという印象なので、昨年の4月から6月の2カ月間で21件、ことしの4月から6月の2カ月間で14件ということで、昨年の3分の2ぐらいの相談件数で推移しております。14件のうち御本人からの相談が5件で、本人以外からの御相談が9件になっておりまして、本人以外からの相談のほうが倍近くあり、金額は上がってきております。御本人からの相談の場合、金額は数十万というところなのですが、周りの方からの御相談になりますと、150万から500万と高額になってきております。やはり御本人が返済不可能となって、周りを巻き込んでからの御相談というよりは、御本人がその手前で相談していただけるというのが非常に重要だなと感じております。

あと、直接、多重債務ではないのですが、八王子は約10万人の大学生がおりまして、定期的に一つの学部とか寮の中でマルチがはやり、その相談のかなりの割合で学生ローンを組んでおります。あと、最近ではタレントスクールに応募して、その費用をやはり学生ローンでというのが多くなっておりまして、それが行く行くは多重債務につながるかと考えており、大学の入学ガイダンスに行き説明をさせていただいたり、大学の学生課の職員を集めての研修を行って、啓発を図っているところでございます。

報告は以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、葛田委員、お願いいたします。

○葛田委員 東京の3弁護士会で運営している法律相談センターの、きょうは統計的な数値等は持ってきていないのですが、相談担当をしている担当者としての実感としては、法的手続をとる案件についてはほとんどが破産手続を選択しているという印象があります。任意整理で終わるとか、その中に過払いが含まれているということは、ほぼないという状況です。過払いに関しては、特定の事務所が集中的に担当している状況が続いていると推測しています。

先ほど関東財務局さんから御紹介がありました生活再建について、私自身も1年ほど前に、私が担当した破産手続をとって免責決定後に制度の御案内をしたところ、ぜひ利用してみたいということだったので関東財務局さんにも一応、こういう方から電話が来ると思っていますという連絡をしました。その後のフォローはしていなかったのですが、先ほど今のところ実績がないということなので、結局その方は自分から電話をして窓口に行くとはなかったようです。担当弁護士が関東財務局さんの窓口までお連れするという選択肢もあるとは思いますが、どこまで本人の意欲を中心に考えるのか、どこまでサポートをするべきなのか悩ましい問題でもあるなと思いました。

ただ、とても有益な制度だと思いますので、引き続き、自分が担当した人については紹介をしていきたいと思います。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、白井委員、お願いいたします。

○白井委員 第二東京弁護士会の白井です。

私は、きょうは一応、弁護士会の相談センターの件数のデータを持ってきました。2016年度、平成28年度、これは4月から翌年3月までの件数なのですが、新宿3丁目にある新宿総合というところと蒲田にある蒲田相談センターの2カ所の合計が、平成28年度の1年間で1,682件です。これはクレサラ法律相談の件数になります。2017年度、平成29年度が同じ4月から3月までで1,845件、増加をしています。本年度、2018年の4月、5月が2カ月で302件ですので、昨年度と同程度の件数で推移していくのではないかと思います。

この相談内容で、破産と任意整理、どちらが多いのかというところまではデータを持ってきていないのですが、葛田先生が先ほどおっしゃったように、私も弁護士会の相談ではほとんど破産相当の案件が多いという実感です。破産をする場合、まず、本当に何の問題もないというか、資産もなく、特に破産に至るまでの経緯を調査する必要もない場合は、同時廃止という手続で、こちらがいわゆる一般的、簡単な申し立てをして、あと免責審尋でいだけという手続なのですけれども、もう一件、異時維持廃止、いわゆる管財事件というものになる場合があります。破産される方は資産がない方が多いのですが、今受けている案件でも、一度弁護士がついて、そのときの弁護士の先生で普通に何の問題もなく破産の申し立てをしていけば同時廃止手続で済んだと思われるのですが、御本人がなかなか弁護士の要求する書類を出さなかったり、打ち合わせの日程調整に対応

しないというような形で、結局1年近くたって、その前任者の先生が、余りにもちゃんとやってくれないからもう私はやめますということでやめられて、困って、次にまた相談に来られて私がついたという案件で、実際に私が受けてからもなかなか給与明細とかそういう書類をちゃんとそろえてくれなかったり、事情聴取に応じてくれなかったりしているので、もう、ちょっとどうしようかなと思っているような件があるのです。

そういう意味では、結局、御本人が余り積極的にやっていただかないと、今度、管財事件になると予納金というものを納める必要が生じるので、またハードルが高くなる。実際に私が受けてからは、これは東京地裁も結構厳しく最近チェックするので、管財事件に割と簡単に回されてしまうことが多いのです。そうすると、破産される方で20万準備するというのはかなりハードルが高いみたいで、私がお話をしてから、なかなかお金もためられないですとかいろいろそういう感じになって、またずるずる来てしまっているので、先ほどもお話があったのですけれども、やはり最初の早い段階で御相談いただいて、積極的に動いていただくことがすごく重要で、時間がたてばたつほどどんどん自分の首を絞めていくというか、対応が困難になってくるケースがすごくふえているので、そういう意味では最初の段階の御相談を受けられた際には、弁護士のところに行ってさっさと片づけるという言い方は変ですけれども、さっさと対応してもらってくださいとか、自分のことから協力してちゃんとやってくださいとか、結構厳し目に言っていただく必要があるのかなというのが実感です。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 司法書士会の相談件数等は持参をしておらないのですけれども、当会の特徴として圧倒的に多いのが電話相談なのです。その電話相談の中で多重債務の関係で、そこでまた多いのが東京簡易裁判所からの支払い督促を受けたということで、全国からかかってくる件数が横ばいからちょっと右肩上がりに転じているかなというところがございます。

それと、先ほど秋山委員がおっしゃったような古い債権について、これは支払い督促というよりも普通の請求でかけてくる。どうしようということで、その請求自体が非常に暴力的というか、闇金融までひどくはなかったとしても、かなり強力な取り立てを行っている。特に、ここで名前を言うのははばかられますが、平成27年に消滅した昔の某大手会社の債権を譲り受けたのだよとか、そういうところでかなり厳しいもので困ったというこ

とで当会の相談に入ってくる件数がふえております。

それと、皆様方がおっしゃったように、過払いがなくなってきたということから、なかなか任意整理で対応することが難しい状況になってきていて、やはり破産であったりとか個人再生ということで債務の整理を行っていく件数がふえてきているやに思います。

司法書士会の特徴として、中小企業さんの登記が中心であったりするのですけれども、その経営者さんとのつき合いがある会員は多くございまして、経営者保証で苦しんでいらっしゃるという方、そこから多重債務事案として処理をしているというような現状でございまして。

雑駁ではございますが、司法書士会としては以上でございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様からそれぞれ御報告いただきましたけれども、何かお互いに御質問はありますでしょうか。

どうぞ。

○秋山委員 私もタレント商法を何件か受けてびっくりしたのですけれども、私が受けている案件だと、学生と違って成年者が多いので、クレジットを組んでということで、昔の内職商法みたいに、何かドラマに出させてあげるからそのためにタレント学校に行つてという形で70万とか組ませるのではないですか。学生の場合はどういう形で組ませているのですか。

大日向委員 受けた相談では、仕事を紹介するから、学生ローンを組んでもすぐに払えるから大丈夫と言われて、結局は仕事が全然来なくて支払いに困るというものです。けれども、定期的な収入が幾らあるというふうに書くと全部向こうから指示されたとおりに書いてローンがおりたというパターンが多くなっております。

○秋山委員 ありがとうございます。では、本当に十何年前の内職商法でパソコンのモニターになってとかいうのと、事例は変わっているけれども同じことをやっていて、若い人はだまされやすいのですよね。

○戸澤部会長 どうもありがとうございます。

○葛田委員 学生ローンとか内職商法、タレント事務所の登録とか、そういう若い人を狙った悪質商法というのは、いろいろな法規制が進んでも、手を変え品を変え、脱法的に今までも続いてきていますし、これからも決してなくなることはないと思うのです。今回、

成年年齢の引き下げの問題があつて、学生ローンについても18歳から単独で借りられるようになると、被害が拡大することが目に見えています。業者側は逆にそれを狙っているという状況だと思うのです。間違いなく多重債務の入り口になります。

法教育、また消費者教育でカバーできる部分もあると思いますし、各自治体とか各教育機関等で消費者教育をどんどん充実させていくとは思いますが、弁護士の立場としては、それプラス法的な規定、根拠をもって成年年齢を引き下げたことに対応した悪質商法から身を守るための手段、事後的な救済手段が必要です。立法事実がこれから積み重なっていきますので、法律、制度的にも予防や事後的救済手段を充実させていかなければいけないなと思っているところです。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

先ほどの学生を狙ったという話では、うちのほうでも似たような案件で1件、消費者被害救済委員会にかけた案件がございまして、やはり内容的にはオーディションが契機で、それにつつて、結局、第1段階、第2段階と審査を通過していくのですが、最終段階で突然落とされて、あなたは惜しいけれども才能があるので今度こういうレッスンを受けてみないかみたいな、そのように誘われていくパターンがいまだにあるということかと思えます。その会社も全てを否定するわけではないですが、そういうパターンでお客さんをつっているところはやはりあるのかなと。

あと、成年年齢の引き下げの話も非常に大きな課題だと思っていますので、今後、もちろん学校教育のほうが中心になるのかもしれないですが、行政としてもいろいろな形で広報ですとかをしていきたいなと考えているところです。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、オブザーバーで御参加されている方々からも御報告等があればお願いしたいと思います。

では、貸金業協会さん。

○遠藤オブザーバー いつもお世話になっております、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターの遠藤でございます。

相談につきましては、以前も御報告したのでございますが、一般相談、多重債務相談と分けて受けております。その中で多重債務相談はほぼ横ばいでございまして、先ほどから出ております闇金の関係、それから返済困難について多重債務の相談が多いところでございます。闇金につきましては、被害あり、被害なしということで、大体500件のうち3

00件から400件が被害なしで済んでいるわけですが、100件ぐらいが被害ありということで、その被害ありの中でも現金以外を、要求されているものがございまして、携帯電話、スマホが60%、それからキャッシュカードとか通帳を要求されるものが30%、あとそのほかということで、現金以外もふえております。

それから、どういうことで闇金を知ったかといいますと、ファクス、インターネット、メールが送られてきたとか、DMが来たとか、電話が来たということでございまして、ファクスで20%、インターネットとメールで30%ということで、この辺のところは今、多くなっているということでございます。

あと、私どももいろいろな相談を受けるわけですが、やはり直近で解決したいという方がふえておりますので、弁護士会、司法書士会、法テラスなどにも直接こちらからお願いをするしかないというものもございまして。カウンセリング協会様のほうにお願いをさせていただいているところでございます。

やはり急いでいる方などにつきましては、そういう形を取っております。他に、銀行協会のほうで話題になっておりますが、貸付自粛制度ということで、IR法の関係ですが、日本貸金業協会が以前からやっている貸付自粛制度を銀行協会様もやっていこうということで協議を進めているところでございます。御本人みずから、もしくは御家族が御本人を連れてきて貸付自粛をする方が増えてきているということです。銀行協会様もそれを取り入れるということなので、話を進めているというところを御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

足立区さんは何かありますでしょうか。

○小林オブザーバー 足立区では、多重債務の相談は平成19年度がピークで624件でした。平成28年度が79件、平成29年度が86件と、0.3ポイントほど増加しております。多重債務相談の契約者の年代は40代、50代の割合が最多となっております。債務額につきましては、100万未満が21件、次に多いのは100万から200万未満の5件、200万から300万未満が4件となっております。500万以上の高額の債務を抱えている相談は3件ございました。

足立区でもやはり成人年齢引き下げの関係でいろいろ検討はしておりますけれども、大学や高校への出前講座の拡充だとか、パンフレット等を配布したりということをして今後、考

えております。

それから、先ほど被害救済委員会のお話がありましたけれども、オーディション契機ということで足立区でも案件を出ささせていただきました、解決に導いていただいた案件がございます。やはりそういった案件が最近は多くあるということで、成人年齢引き下げ問題というのを重点的に考えていく予定でございます。よろしく願いいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの件で何か御意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、会議次第の「4 その他」でございますけれども、何でも結構ですので、何か御報告等があれば、お願いいたします。

○秋山委員 要望というか、今後検討していただけたらと思うことなのですが、東京都さんで出していただいた資料の最後から2ページ目の多重債務相談の「東京モデル」のイメージのところ、一番下に「次の窓口でも常時無料相談を行っています」という形で、これはホームページで飛ぶということを御紹介いただいたかと思うのです。これは電話番号を書いてあるのですが、受け付け時間が書いていないので、もしあれだったら受け付け時間を書いてあげたほうが、お客さんというか相談者の方が困らないのかなと。

例えば、平日9時から5時までしかやっていないところもあれば、うちの団体みたいに24時間365日、一応受けているというような団体もあって、かけてつながらなくなってしまうと、やはり次のステップを踏めないのかなと思うので、そこら辺を考えてあげたらいいのかなと思いました。

○戸澤部会長 わかりました。確かに、やっている曜日ですとか日時がないと、せっかくかけてもつながらないということになってしまったら信頼性を損なうことになるかと思っておりますので、そこら辺はちょっと検討させていただければと思います。

○秋山委員 関係諸団体として情報提供は積極的にやります。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。お願いします。

○杉山委員 1点補足です。説明を1点忘れていまして、資料7の冒頭で6センター15相談室があるというお話をさせていただいたのですが、本日時点では、5センター16相談室になっています。どこが変わったかというところ3ページ目の広島センターです。これがことし4月1日現在で相談室に移行となっていて、ここの部分が変化しています。大変失礼しました。

○戸澤部会長 わかりました。広島センターが相談室になったということで、資料のほうの訂正をお願いできればと思います。

○杉山委員 訂正ではなくて、これは30年3月末現在ですから、ここのデータそのものはそのままいいのですけれども、追加情報で、今現在では5センター16相談室で、広島センターは正確に説明すると、3ページですが、2008年4月開設で、2018年4月から相談室となります。いいでしょうか。

もう一度言います。広島センターは、2008年4月開設、2018年4月から相談室という形になります。

○戸澤部会長 ほかにありますか。

ないようでしたら、以上をもちまして、議事のほうは全て終了とさせていただきますと思います。

本日予定した議題はこれで終了いたしました。

それでは、最後に、事務局から御連絡があります。

○岡安（事務局） 事務局から御報告します。

次回、第2回の相談部会の日程についてですけれども、例年1月に実施しております。今年度も昨年度に引き続き、貸金業部会と合同開催する予定になっております。次回部会の開催につきましては、後日改めて委員の皆様の日程を伺い、調整させていただきたいと思っております。

以上です。

○戸澤部会長 それでは、これをもちまして本日の相談部会を終了いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

午前11時20分閉会